

NEWS RELEASE

平成27年8月13日

株式会社 中国銀行

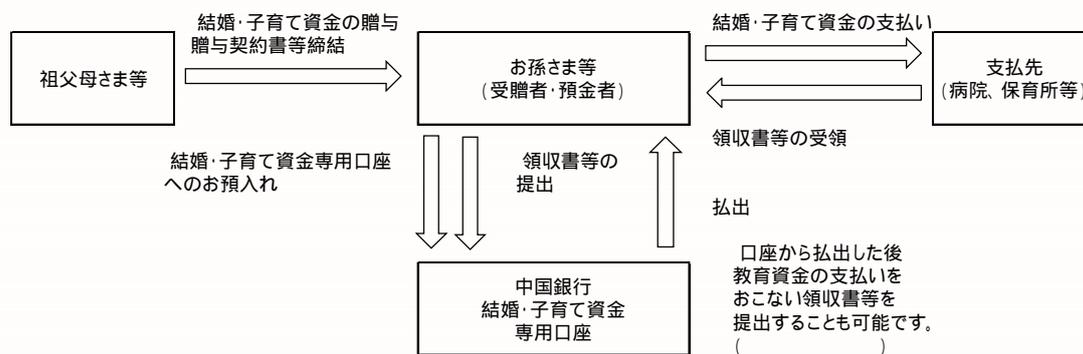
「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した
専用口座の取扱開始について

当行では、8月17日（月）より、平成27年度税制改正における「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した専用口座の取扱いを開始します。

1. 「結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置」の概要

平成31年3月31日までに、お孫さま等に対して、祖父母さま等の直系尊属が結婚・子育て資金を贈与し金融機関にお預入れいただいた場合、最大1,000万円まで贈与税が非課税となります。

2. 商品のしくみ



3. 商品の特徴

- (1) お孫さま等（受贈者）お一人あたり、1,000万円までお預入れできます。
- (2) 本口座にお預入れいただいたご資金を結婚・子育て資金の支払いに充当した場合、最大1,000万円までが非課税となります（そのうち、結婚関係で支払われるものは300万円までが対象となります）。
- (3) 非課税措置が適用となるには、結婚・子育て資金に充当したことを証明する領収書等の提出が必要となります。
- (4) 口座開設、維持手数料はかかりません。

4. 商品概要

項 目	内 容
ご利用いただける方	祖父母さま等の直系尊属の方から結婚・子育て資金の贈与を受けた20歳以上50歳未満のお客さま
対象となる預金	普通預金（「結婚・子育て資金専用口座開設・追加預入申請書」により申込みしていただきます）
適用金利	店頭表示金利（普通預金利率）
口座開設方法	営業店の窓口で普通預金口座を開設していただきます。
取扱開始日	平成27年8月17日（月）
お預入れ期限	平成31年3月31日（日）
お預入れ方法	<p>口座開設店の窓口でお預入れいただけます。 お預入れ金額は1円以上1円単位です。 お預入れの対象資金は、非課税措置の適用を受ける目的で贈与契約の締結日より2か月以内におこなったものに限定させていただきます。</p>
お引出し方法	<p>口座開設店の窓口でお引出しいただけます。 お引出し方法には、お客さまご自身で結婚・子育て資金を支払い後に領収書等を当行にご提出のうえ当該資金をお引出しする方法と、口座から引出し後に結婚・子育て資金の支払いに充当のうえ、領収書等を翌年3月15日までに窓口にご提出いただく方法があります。 上記のいずれの場合も、結婚・子育て資金の支払いを証明する領収書等（原本）を窓口にご提出いただきます。 キャッシュカードはご利用いただけません。</p>
手数料	無料
お取扱い店舗	<p>全店（晴れの国支店は除く） ただし受贈者お一人につき、1金融機関、1営業店、1口座に限ります。</p>
本口座の解約について	<p>次のいずれかの早い日に結婚・子育て資金専用口座のご利用は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます（通常の預金口座として引続きご利用になることはできません）。</p> <p>預金者（お孫さま等）が50歳になられた場合 預金者（お孫さま等）が亡くなられた場合 残高がなくなり、預金者（お孫さま等）から口座解約のお申し出があった場合</p>

以 上

大切なお孫さま等への結婚・子育て資金の贈与をお考えなら

ちゅうぎんの結婚・子育て資金専用口座

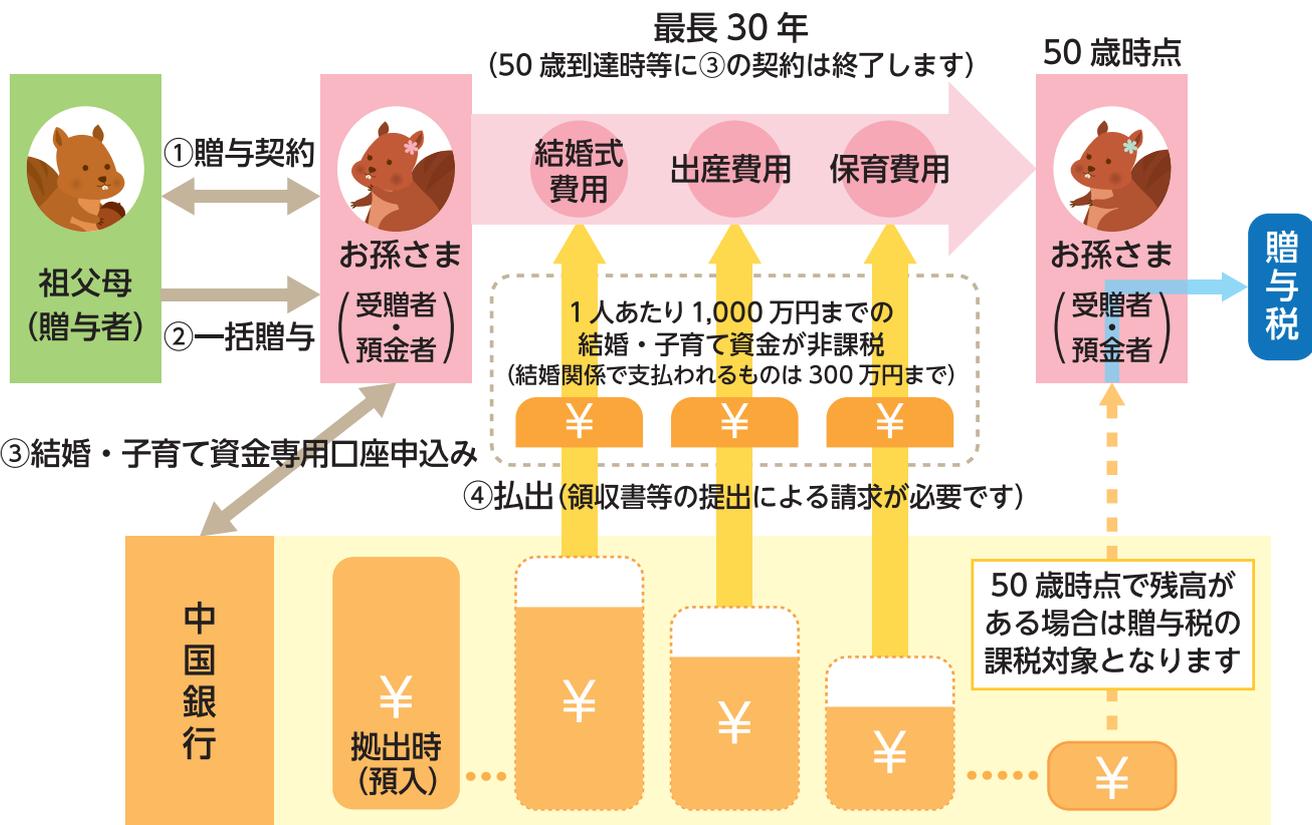
をご利用ください

《結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置とは》

直系尊属(曾祖父母・祖父母・父母など)から、ひ孫・孫・子へ結婚・子育て資金を贈与した場合、受贈者1人につき1,000万円まで(結婚関係で支払われるものは300万円まで)の金額について贈与税が課されなくなる(非課税)制度です。

- ポイント1 受贈者(お孫さま等)が50歳になるまでの結婚・子育て資金が非課税の対象です
- ポイント2 受贈者1人あたり1,000万円まで(結婚関係で支払われるものは300万円まで)の結婚・子育て資金の贈与が非課税となります
- ポイント3 平成27年8月17日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものが対象です
- ポイント4 払出の際は銀行等の金融機関へ結婚・子育て資金に充てたことがわかる領収書等の提出が必要です

《祖父母からお孫さまへの贈与の場合》



詳しくは、お近くのちゅうぎんへお気軽にお問い合わせください。



TEL

担当者

(営企・第607号・H27.8.1現在)

ちゅうぎん結婚・子育て資金専用口座の概要

ご利用いただける方	祖父母さま等の直系尊属の方から 結婚・子育て資金の贈与を受けられた 20歳以上 50歳未満のお客さま
対象となる預金	普通預金(結婚・子育て資金専用口座開設・追加預入申請書により申込みしていただきます)
お預入れ期限	平成 27 年 8 月 17 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
口座開設方法	お近くのちゅうぎんの窓口でお申込みいただけます。 ※その後の諸手続きは口座開設店のみで受付いたします。
お預入れ方法	○口座開設店の窓口でお預入れいただけます。 ○お預入れ金額は 1 円以上 1 円単位です。
結婚・子育て資金とは	①受贈者の結婚に際して支出する費用(上限 300 万円) ・挙式等費用 ・新居の住居費 ・引越費用 ②受贈者の妊娠・出産 または 育児に要する費用(上記①をあわせて上限 1,000 万円) ・不妊治療費用 ・妊婦健診費用 ・出産費用 ・産後ケア費用 ・子の医療費 ・子の保育費(ベビーシッター費用を含みます。)
お引出し方法	○口座開設店の窓口でお引出しいただけます。 ※お引出し方法には、①お客さまご自身で結婚・子育て資金を支払い後 1 年以内に領収書等を当行にご提出の上 当該資金を引出す方法と、②口座から引出し後に結婚・子育て資金の支払いに充当の上 領収書等を翌年 3 月 15 日までに窓口にご提出いただく方法がございます。 ○上記のいずれの場合も、結婚・子育て資金の支払いを証明する領収書等(原本)を窓口にご提出いただけます。
手数料	無 料
本口座の解約について	下記のいずれかの早い日に結婚・子育て資金専用口座のご利用は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます。(通常の預金口座として引続きご利用になることはできません。) ①預金者(お孫さま等)が 50 歳になられた場合 ②預金者(お孫さま等)が亡くなられた場合 ③残高がなくなり、預金者(お孫さま等)から口座解約の申し出があった場合

口座開設手続きに必要なもの

受贈者のご本人確認書類(原本)	保険証、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(顔写真付)等
受贈者のご印鑑	新規に口座を開設いただきますので、登録いただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本または抄本	贈与者(祖父母さま等)と受贈者(お孫さま等)の関係の確認のため、それぞれのお名前が入った戸籍謄本(または抄本)をご用意ください。
贈与契約書(原本)	窓口にて用紙をご用意しております。口座の開設に先立ち、事前に贈与者(祖父母さま等)と受贈者(お孫さま等)との間で締結していただきます。 ※契約書の締結後、(契約日より)2 か月以内に贈与資金を本口座にお預入れいただく必要がございます。
結婚・子育て資金非課税申告書(原本)	窓口にて用紙をご用意しております。 国税庁のホームページでもダウンロードすることができます。 ※贈与税の非課税措置を受けるための必要書類となります。
本制度の詳細	本制度の詳細については、内閣府 もしくは 国税庁のホームページにて確認してください。

※手続き等の詳細につきましては、お近くのちゅうぎんの窓口へお問い合わせください。
※税務上等の取扱いについては、税理士等専門家にご相談ください。